

京都市訓令甲第 3 号
序 中 一 般
区 役 所
市 立 大 学
事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成23年9月28日

京都市長 門 川 大 作

別表環境政策局の款循環型社会推進部の項まち美化事務所の目中「中京まち美化事務所,
東山まち美化事務所及び下京まち美化事務所」を「南部まち美化事務所」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

(行財政局人事部給与安全衛生課)